

建設工事の入札における工事費内訳書の提出について

平成 27 年 3 月 31 日

今治市契約課

平成 26 年 6 月 4 日に公布された建設業法等の一部を改正する法律により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部が改正され、建設業者は入札の際に入札金額の内訳を提出することが義務付けられました。

つきましては、本市におきましても、下記により全ての工事において工事費内訳書の提出を求めることとしましたので、お知らせします。

記

1 適用時期 平成 27 年 4 月 1 日から入札公告、又は指名する工事から適用

2 対 象 建設工事の全ての案件（随意契約を含む。）

3 工事費内訳書の様式

様式 1 「工事費内訳書」のとおり

4 提出時期

入札公告若しくは指名通知書で指定する日時までに、入札書に添付して、電子入札システムにより提出すること。入札時に工事費内訳書が提出されていないときは、入札を無効とする。

5 工事費内訳書の記載について

入札執行に際して、次の点を確認することとしており、案件ごとに入札情報公開システムに、工事費内訳書の様式を添付するので、使用すること。

また、工事費内訳書の記載内容等に不備があるときは、無効になる場合があるので十分に留意すること。

(1) 住所、会社名、代表者名、工事番号、工事名の記載

(2) 工種等ごとの金額記載

(3) 入札金額が工事費内訳書の工事価格（税抜）と一致しているか、

また、見積金額に違算がないか。

6 その他

- (1) 市が示した工事費内訳書の様式が複数のページにより構成されていることもあるので、全てのページに入力漏れがないように十分に確認したうえで提出すること。
- (2) 電子入札システムにおいて、入札書提出の際、工事費内訳書を提出する方法については、別添「電子入札システムにおいて、工事費内訳書を入札書に添付して送付する方法」を参照すること。